

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税: 義 法人住民税、法人事業税: 義(自動連動)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>一定の要件を満たしたスタートアップ投資を行う事業会社等を対象に、その投資額の25%を当該事業会社の課税所得から控除するもの。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置について、スタートアップのM&amp;Aによる出口戦略を多様化する観点から、スタートアップのM&amp;Aを行う場合、発行済みの株式を対象とする拡充を行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第66条の13</p>	
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和4年12月 分析対象期間: 令和2年4月1日～令和6年3月31日	
7	創設年度及び改正経緯	令和2年度創設(令和2年4月1日～) 令和4年度拡充・延長(令和4年4月1日～)	
8	適用又は延長期間	1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日まで)	
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、スタートアップの育成を図り、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2022(令和4年6月7日閣議決定)】 第2章新しい資本主義に向けた改革</p> <p>1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野</p> <p>(3) スタートアップ(新規創業)への投資</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。</p> <p>こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。</p> <p>具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図</p>	

		<p>るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPOプロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。</p> <p>あわせて、起業を支える人材の育成や確保を行う。具体的には、成長分野において前人未踏の優れたアイデア・技術を持つ人材に対する支援策を抜本的に拡充するとともに、家庭や学校とは別に子供の才能を発掘・育成する場の整備を支援する。情報開示等を通じた副業・兼業の促進等により円滑な労働移動を図るほか、大学等の研究者と外部経営人材とのマッチングを支援する。また、スタートアップの経営を支援する専門家等の相談窓口整備を推進する。</p> <p>スタートアップの研究開発や販路開拓を支援するため、既存企業がM&amp;Aや共同研究開発等によりスタートアップの有する知見を取り入れるオープンイノベーションの活性化を図るとともに、SBIR制度の強化を始めとし、公共調達の活用を推進する。ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創薬ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。</p> <p>以上のほか、起業拠点の整備を含めて大学等も存分に活用しつつ、知的財産の保護・活用の推進、規制・制度改革等を通じて世界に伍するスタートアップエコシステムを作り上げ、大規模なスタートアップの創出に取り組む。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済構造改革の推進</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月18日閣議決定)】</p> <p>Ⅲ新しい資本主義に向けた計画的な重点投資</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進</p> <p>(1) スタートアップ育成5か年計画の策定</p> <p>イノベーションを促進するには、①スタートアップの創業促進と、②既存大企業がオープンイノベーションを行う環境整備、の双方が不可欠である。</p> <p>また、企業の参入率・退出率の合計(創造的破壊の指標)が高い国ほど、一人当たり経済成長率が高い。さらに、若い企業(スタートアップ)の方が付加価値創造の貢献率が高い。他方、我が国の開廃業率は、米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移している。</p> <p>スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵である。このため、以下の項目等について、実行のための司令塔機能を明確化し、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。</p> <p>(2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p>

②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない。

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

【スタートアップ育成5か年計画(令和4年11月28日)】

2. 目標

○日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するためには、大きな目標を掲げて、それに向けて官民で一致協力して取り組んでいくことが必要である。

○目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

○この投資額は、過去5年間で2.3倍増(3,600億円(2017年)→8,200億円(2021年))であり、現在、8,000億円規模であるが、本5か年計画の実施により、5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。

○さらに、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、我が国がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地になることを目指す。

3. パッケージの方向性

○オープンイノベーションの視点で見ると、日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、米国、中国、欧州と比べて極めて低い水準にある(米国402億ドル、中国115億ドル、欧州90億ドル、日本15億ドル(2020年))。また、スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない(米国1,473件、英国244件、フランス60件、ドイツ49件、日本15件(2020年))。

○スタートアップのエグジットを考えた場合、M&AとIPOの比率に着目すると、米国ではM&Aが9割を占めるのに対し、我が国ではIPOが8割であり、圧倒的にIPOの比率が高い。M&Aの比率を高めていくことが求められる。

○このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、オープンイノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業による経営資源の活用によって更なる成長を遂げることを目標とする。</p> <p>上記の目標達成のため、具体的には、政府が策定したスタートアップ5か年計画で目標に掲げている5年後に10倍を超える規模に投資額を増加させることや、出口戦略としてのM&amp;Aの比率を高めていくことを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》          特別新事業開拓事業者に対し、特定事業活動としてスタートアップに出資を行った場合に課税の特例措置を講ずることは、事業会社による投資判断の後押しとなるため、スタートアップ投資額の増加やスタートアップの出口戦略の多様化に有効な手段である。</p>										
10	有効性等	① 適用数	<table border="1" data-bbox="598 750 1396 817"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>53</td> <td>129</td> <td>204</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の数値の考え方は以下のとおり(適用額、減収額についても同様)。          ・2020年度については、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の内容を記載。          ・2021年度は、証明書の発行実績を基にした見込みを記載。          ・2022年度以降の件数は、スタートアップ育成5年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率(58%)をもとに試算。件数については、適用事業者数あたり件数を基に試算。          ・2023年度については、拡充分を上乗せ。具体的には、直近のスタートアップM&amp;Aの件数と金額を基に試算(出典:INITIAL)。</p>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	件数(件)	53	129	204	340
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度									
件数(件)	53	129	204	340									
		② 適用額	<table border="1" data-bbox="598 1153 1396 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>56</td> <td>95.3</td> <td>150.5</td> <td>373.4</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	適用額(億円)	56	95.3	150.5	373.4
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度									
適用額(億円)	56	95.3	150.5	373.4									
		③ 減収額	<table border="1" data-bbox="598 1265 1396 1332"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推定所得控除額(億円)</td> <td>17</td> <td>28.3</td> <td>44.8</td> <td>111.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人実効税率を29.74%として試算</p>		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	推定所得控除額(億円)	17	28.3	44.8	111.0
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度									
推定所得控除額(億円)	17	28.3	44.8	111.0									
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》          (分析対象期間:創設時～令和3年4月)          ○事業会社等によるスタートアップ投資額(出典:INITIAL)          2019年 1,802億円          2020年 1,865億円          2021年 2,283億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は2021年の1年間で約279億円であり、これは2021年の事業会社等による国内ベンチャー投資全体の約12%にあたる。したがって、本税制が措置されたことにより、2019年と比して本税制により最大約16%の投資額の押し上げ効果があったと考えられる。</p> <p>今後、スタートアップ育成5か年計画で掲げる5年後に10倍を超える規模にスタートアップへの投資額を増加させる目標を達成するためには、事業会社によるオープンイノベーションに繋がるスタートアップ投資を後押しすることが重要であると考えられる。</p>										

		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資額は押し上げられていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資やM&amp;Aを受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政府では、本年をスタートアップ創出元年とし、「スタートアップ5か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。</p> <p>スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップのM&amp;Aを促進することは重要である。</p> <p>こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。</p> <p>更に、本特例措置では、スタートアップとのオープンイノベーションや成長に資するような要件を設けることとし、純投資ではない出資に支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるような制度設計を検討する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ5か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化（秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startup やオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）を通じたネットワーク強化）、②M&amp;Aを促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップM&amp;Aの阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であり、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップ企業への出資（M&amp;Aを含む）を促進するための政策課題（投資収益性）とは対応する課題が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月（R3 経産 01）